

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成24年度第1四半期)

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	1/2	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価)	
契約の件名及び数量	住宅融資保険等システムの改修業務	
契約締結日	平成24年6月19日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社HS情報システムズ	
入札経緯及び結果	平成24年4月12日 入札公告 平成24年6月7日 入札書受領期限 平成24年6月8日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書上に、対象となる業務及びシステムの概要について、システム構成図やハードウェア一覧等を用いて説明している。また、競争参加資格(全省庁統一資格)の対象等級を全等級に拡大する等の資格要件の緩和を実施している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	開発規模に対して必要な準備期間を設けている。
③公告期間の見直し	○	「物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)において示された50日間を拡大し、55日間の公告期間を確保している。
④公告周知方法の改善	○	官報に加え、機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	○	電子入札システムを導入している。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から、入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
上記①～⑥のほか、調達仕様書について、CIO補佐官(外部コンサルタント)に対して「情報システムに係る政府調達基本方針(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」との適合性の事前確認を実施しており、これらの取組を継続して実施している。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、既に仕様書の見直し等を始め上記改善項目について実施されており、機構の取組みは妥当であると考えます。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記取組みを実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、石塚雅範委員、伯耆逸夫委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成24年度第1四半期)

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
案件番号	2/2	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	募集委託並びに債券保管委託及び元利金支払事務委託契約(住宅金融支援機構債券区第13回)	
契約締結日	平成24年4月9日	
契約の相手方の商号又は名称	株式会社みずほコーポレート銀行	
入札経緯及び結果	平成23年12月19日 入札公告 平成24年1月19日 事前提出資料受領期限 平成24年2月7日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	当該債券の事務受託業務として必須事項のみの仕様としており、見直しを行う余地はない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	平成19年度募集分の入札において、準備期間(28日間)が短かったことを踏まえ、その後改善している。
③公告期間の見直し	○	平成21年度募集分の入札において、公告期間(10日間)が短かったことを踏まえ、その後改善している。
④公告周知方法の改善	○	機構ホームページ上に公告している。
⑤電子入札システムの導入	×	業務の特性上、入札参加資格が銀行等に限定されているため、導入の予定なし。
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を受領した業者のうち複数の業者から入札に参加しなかった理由について聴き取りを実施している。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
公告期間を約1か月程度、業務等準備期間を約6か月程度確保する措置を講じており、これ以上の改善が見込めない。		
契約監視委員会のコメント		
これまでの契約監視委員会においても審議済みであるが、改善可能な取組みは既の実施しており、機構の取組み妥当であると考える。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、上記取組みを実行していく。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
若杉敬明委員長、内山隆太郎委員、楠 茂樹委員、中村里佳委員、石塚雅範委員、伯耆逸夫委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。